

施設の考える充足率上昇の理由(自由記述)

①対象児童の増加 ②児童相談所が機能して、対象児童への事前の情報提供がなされ、児童相談所と施設の間に信頼関係が出来ている時。③家庭裁判所の審判で児童自立支援施設入所対象児童について事前に情報提供がなされ、家裁と施設の間に信頼関係が出来ている時。④施設が社会的責任を果たしていると認められる存在になっている時。⑤上記①～④の場合に施設側が、対象児童を受け入れられる状態であること。

・関係機関との連携、特に児相などとの人事交流を活発化する。・施設ですべて解決する従前のやり方を変える。・処遇について、経験則からの脱却をはかる。・非行児を開放施設(養護施設など)で扱ふ訳であるから、無外等の後始末(補○等)を保険等を○するなどして、職員の負担を少なくする方法を考えるべし。そうすることによって、子ども達をのびのびと指導出来ると思う。私の施設では、無外に対する「警戒」心が強く、事故を恐れる気持ちが強い。全国レベルでの対策が必要。

※30年程の経験の中では、明確なものがないというのが実感です。一般的に考えられるものを上げてみました。・家庭を取り巻く経済的な側面(景気の悪化)・学校の現状(荒れている状況)・児童福祉司の専門性(親権者等を説得できるか。)・施設の専門性への評価

児童相談所との関係

・良好な退園ケースを増やす。・児相との関係を良好にする。

措置児童の改善率の向上・退所後の及び就職・進学後の定着率の向上により、施設の信頼を得る。

施設利用の効果・必要性を地域の学校、保護者が理解し、協力的である場合。

児童自立支援施設を単体として考えるのではなく、地域も含めたネットワークの1つとして考えていくとよい。

一方では児相あるいは他の関係機関を含んだ福祉処遇システムの再考、再構築が必要。他方では、少年院あるいは中間施設をも含んだ非行対策のシステム化が必要。・従来から存在している「人間力」による処遇ということをも明確に残しながら、他方、処遇の理論化・普通化を義務とする必要がある。

・入園した児童の生活が、入園後も退園後も安定、改善しているケースが増えること。・措置する側(児童相談所、家庭裁判所)が施設を理解し、評価している。・施設について、人々が好印象をもつこと。

非行だけでなく、養護に欠ける児童が増えてきたから。

・児童相談所の機能強化 児童相談所と施設間の人事交流 専門職を配置 施設職員の年齢構成を計画的に配置

・問題行動のみを見てケースワーク上の関わりもせず、学校・地域の排除の論理を鵜呑みにして措置決定する児相に無批判に従い子どもを受け入れる。「最後の砦」という何の専門性の裏づけもない言葉に酔いしれて、知的障害や情緒障害、果てには精神病まで無制限に抱え込む。・子どもの意向など無視して施設(担当者)の都合で何年も在園させる。・子どもが落ち着いて生活できる人的・物的環境を提供できるかという施設としての自己評価を欠落させたままで、定数という非現実的な設定に合わそうと子どもを受け入れる。・少年院と福祉施設の相違も不明な中で、ゴミ箱のように利用されることに耐える。

・施設が社会の中で評価される。・多様な児童(不登校児、非社会的な問題を抱えた児童、ADHD等)が入所可能な施設。・アフターケアがなされている。退所児童との関係がとれている。・多様な児童に対応できる職員に専門性がある施設。・予後がいい。・児相との関係が良好である施設。

警察、児相の取り組み方によって、変化するので、警察も虞犯少年の補導や通告をもっと厳しくやる事で入所数は増えると

思われる。

・社会のニーズに応じた入所・施設運営がなされていれば、充足率が向上するのではないと思われる。・児童の生活の安定・性向の改善などの実績が見られること。

・養護施設への措置対象ケースとのラインが不透明になりつつあること。

措置のあり方を考える(変える)。施設も入所に関係することが必要(児相任せではむずかしい)

・社会・経済状況の変化による家庭の監護能力の低下による非行の増加 ・広報等により施設のイメージアップにより、保護者・児童からの同意が得られやすくなること。 ・対象児童の範囲拡大 ・在所期間を平均的に延長する

・処遇力の向上 ・児相の強化 ・市民の意識変化(イメージアップ)

児童福祉司を含む、児童相談所の機能が上がれば、充足率も上がる。

関係機関、特に児相との関係が良好である。全国的に児相での非行相談件数が減少しているとは考えられない。それなのに、入所に結びつかないのは何故か?ということになる。まずは入り口での対策が考えられる必要がある。児童福祉司の専門性、力量の課題あり。施設側としては、処遇内容をもっと外からわかりやすいものにしていく努力がまずは必要。今だ、暗い、恐い、冷たい...などのマイナスのイメージが強いと思われる。夫婦制にせよ、交替制にせよ、職員の処遇技術、質の向上は絶対必要。その他、施設のビジョンのなさを解消する施設長が短期間で変わることが多い現在、ビジョンの欠は、職員の意識の低下を促すことにつながっている。

・養護施設の入所率が高く、問題児童の行き場がなくなった場合。 ・経済や社会状況等の変化により、家庭の養育力が著しく悪化した場合。

・児童相談所のケースワークの活発化 ・児童相談所と児童自立支援施設とのケースをめぐる完全な連携が築かれていること。

不登校児や養護施設の入所児等で必要な場合、短期の利用を受け入れる。自立支援の為の居住スペースを用意し、一人暮らしの練習やそこから高校、仕事に通い、自立の準備をさせるなど、入所したことをプラスと思える援助を行う。

①少年事件の増加 ②警察の補導・通告数の増加(年度の姿勢にもよる)→③少年審判の増加 ④児相の施設への信頼度 ⑤児相CWのケースワークの力量

・少年犯罪の増加 ・一部改正により、児童自立支援施設の入所対象児童の拡大 ・学校教育の導入による進路保障 ・被虐待、養護性の高い、虞犯、触法行為による入所児童の増加

・対象児童の増加 ・児相担当者の力量及び方針(児童保護者への説得、司背 w つの積極的な利用) ・長期処遇の採用 ・入所するにあたって保護者や本人の同意を得ることが多くなる。(施設において児童の問題が改善され、評価が高まると利用が増す) ・社会的に施設が開かれた存在になってゆくと、児童や保護者も納得しやすい。 ・児童の問題性が深刻であると、家裁を通じての入所となることが多くなりえる。

施設機能を果たし、関係機関との連携もとれていて、信頼が篤い。

学校教育の導入(全施設)、自立支援施設職員としてふさわしい職員集団の確立、関係機関との人事交流の促進、児童自立支援施設独自の学習教育の取り組みを学校教育として承認、児童自立支援施設職員の専門性の強化、児童自立支援施設にも措置権を与える。

・児童相談所の効果的ケースワーク ・警察通告、家裁送致の増加

・行動化した情緒障害児について、情短施設では受け入れが困難 ・児童精神科の退院先が無く、児童自立支援施設への入所希望がある。 ・被虐待児が増加している養護施設の実態から、いわゆる「施設不適應」としての児童を依頼される

状況が増えている。

・学校や地域での不適応児が社会的に増加すると共に、自立支援施設がそれに対応できると社会的に認知された場合。
・児童相談所との連携、信頼関係がよい場合。

充足率下降の理由

①対象児童の減少 ②児童相談所が機能不全を起こし、児童に対して十分な情報提供がなされていないままの入所のため、入所後指導が困難な場合、児童相談所に不信感を持ち児童の受け入れに消極的になる。 ③家庭裁判所の審判で児童自立支援施設入所の決定がなされる時、事前に十分な情報提供がなく、また児童に対して児童自立支援施設の情報提供が無いままの入所で、施設側の指導が困難で、家裁に不信感を持つような場合は受け入れに消極的になる。 ④児童自立支援施設が社会的責任を果たさないため、社会が施設の有存在意義を認めない状況にある時。 ⑤上記①～④に加えて、施設側が児童の受け入れが出来ない状況である時。例えば、職員に病休者やその他の休暇者が多く職員体制が都整わなかったり、無断外出が相次ぎ、施設内が不安定な状態にある時。

・公立であることが最大と思う。正直なところ、無理して入所させて事故でもあればという気持ちが強いと思う。・実際に定員通り、入所可能な施設はほとんどなし。従って、実際入所可能な数字を定員とすれば、充足率はかなり上がる。・自立支援施設は、領域が広いので、つまり、養護施設から少年院はたまた情短。従って、無理な児童については、すみやかに変更できるシステムが必要。そうすれば、少しはどうかと思う。・何でもありの状態をかえなければ？困った子どもを何人とかでは？・夫婦小舎制での夫婦の補充をすみやかに出来るシステムを！

・本人及び親権者の同意が得られないことが多い。事前見学等を実施しているが、同意が得られにくいのが実態である。

児童相談所との関係

上がる理由が出来ていない時。

施設の信頼がないこと。

上記の理由の逆

・児童の同意がとれない。・施設の理念と現実のギャップが大きい。

子どもの人権を尊重し施設入所に際して、親と子どもの了解を要するためか、最近では児相からよりも家裁の審判による入所が多くなってきている。以前は児相からの措置が多かった。

VII-1において、成果があがらない。

・施設の処遇力の不足。・それに伴う、外部からの施設への不信。

少子化。非行が一般化してきており、対象児童と認識されにくくなってきたから。

・児童相談所の機能が低位している。(自立支援児対応の専門職員の配置) ・子どもの権利意識が強くなって、施設入所を希望しなくなった。

・地域、学校で手に余った子どもを引き取ってもらうゴミ箱としてしか見られていない施設のスティグマを払拭できない。・スティグマ施設への入所に同意(本人、保護者)を得ることを可能にするケースワークの能力を児相が失っている。・定数を充足させようとする、子どもの安全はもちろんのこと、職員の安全が守られないという施設の崩壊状態を招く。(対応できる範囲に子どもの数を制限すると、人事当局は入所児が少ないからと職員を減らし、ますます対応力が落ち、充足率が低下する悪循環に陥る。)

上記の内容の反対。

世の中が大らかになり、多少の犯罪行為があっても、見過ごしてしまうようになってきた。

・閉鎖的である。・実績があがらない。・職員の仕事に対する意識の低下。

・少子化が進んでいること。

退園後の成績が良くないと下がる。(指導全般についての評価)

・権利意識の向上により、施設入所の同意が得られにくくなること。・不祥事等のニュースにより、施設のイメージがダウンすること。・在所期間を平均的に短縮すること

・処遇効果があがらない場合。・児相の専門職が不足あるいは配置されてない場合。

・児童福祉司の資質の低下、児童相談所の機能の低下が考えられる。・家裁の審判等で非行度の高い子が入ってくるような状況もあり、保護者の入所への同意を得にくい。・児相において、入所の同意を児童・生徒にも求めている。

非行相談は減っていないのに、入所に結びつかない。施設を児相のCWが十分理解していないのでは…。施設の方も暗いといわれているイメージを積極的になくしていく努力が不足。施設を利用する側にも理解されていないように感じる。充足率の低下が、リストラなどのため、入所可能数をさらに悪くしている。入所数が少ないことで、施設全体の活力低下となり、施設の処遇力を低下させるという悪循環が続く結果となる。行政の児童自立支援施設への理解不足があるのではないか。児童福祉にとって施設の必要性は大きい。積極的に施設を活用しようとしていないからと思われる。

・少子化により、児童数が絶対的に少ない。・教護院のイメージを払拭できない。・少子化により、学校が一層子どもを抱え込む。

・児童自立支援施設の処遇方針や体制が、ケースの実情やニーズから乖離してしまった場合。・少子化が進行しているにもかかわらず、定員の見直しがなされていないこと。

未だに教護院といった悪いイメージが強く、県に公立のものが一つの為、利用しにくいと思う。入所することで、進学、就職にプラスになるところはあまりなく、自立のための支援システムも不十分。

上記①～⑤の逆の場合、及び交替制に移行した施設は軒並み減少しているようです(④との関係)。

・児童相談所CWが、被虐待児の対応におわれ、非行、虞犯、触法行為児童まで対応できない。・入所に当たっては、本人と保護者の同意が必要であるとする措置方針が一定の足かせになっている。・児童自立支援施設に名称変更になったが、教護院のイメージが強い。・ハード面の受け入れ体制や職員配置基準等が遅れている。

・対象児童の減少。・児相担当者の力量と方針(児童・保護者への説得ができない。施設以外の社会資源の活用)。・短期処遇の採用

・保護者及び対象児童の同意が得られない。・施設のイメージの問題(社会的に開放されていない)

処遇形態が併立制や交替制となり、施設機能が弱まり、関係機関との連携もとれなくなるため。

職員の専門性の低下、関係機関との信頼関係の不確立

・児童の入所に際し、「意向の確認」があり、児童相談所が入所の同意をとりにくいと考えられる。・警察通告、家裁送致の減少

児相からの入所について、本人、家族の了承が得られない場合が多くなっている。

・上記不適應児が減した場合。あるいは、自立支援施設が、本来の使命を果たせると社会的に認められなかったり知られなかったりした場合。・児相との連携、信頼関係がよくない場合。

児童自立支援施設の都道府県必置規定の必要な理由

施設としては社会的に弱い立場にあり、必置規定が無くならば、地域によっては施設の存在が無くなるのが危惧される。

必置義務がはずれると、なくなる場合もあり、設備等も低下する。

必置規定が外れると統合等の話が出てくるのが容易に予想される。地域に根ざして存在するところに大きな意味があるので、それは避けたい。

多様な問題を抱えた児童が増えていることや、そういう児童に適切に対応できる場所が設置されていないため。また、経費の面からも。

教護院時代から言われてきた「最後の砦」的な役割を担う施設は最低でも各都道府県に1つくらいは必要であると思う。

入所児童が一定していないため、法人では無理と思う。

入所児の問題行動に対しては、地域での支援(保護者、出身学校、関係機関)が重要であるから。

福祉行政の枠組みの中で、公務員の仕事として成り立っていない現状がある。

現状では入所児童が年々減少しており、養護施設に加算をつけて措置した方が良いと思われる。

むしろ小規模化を図るべきだろう(数はいくらあっても良い。)

福祉立県というのなら、当然だろう。経営面で民営は困難。

必置規定が無くなると、各県に設置しなくなる可能性があり、利用者が不便になるから。

自立支援を行うには保護者との綿密な連携が必要なので。

基本的には1県に最低1つは施設が必要と考えるが、過疎県など一桁の入所児しかいない県もあり、隣同士で組合立施設を運営するのでも一方法かもしれない。

児童自立支援施設でしか処遇できない児童もいるから、やはり必要である。県外の児童にはアフターケア等は難しいから、各県に1つは必要であろう。

児童自立支援施設は子ども達の自立のためには、大変必要なものである。他の児童福祉施設では処遇が困難なため。

施設の重要性や特殊性を考慮した場合、児童福祉法施行令10条に定める公立の施設としての設置義務は今後ともに必要である。

どうしても、マンネリ化する。

本道における男子2施設の入所状況について考えると、必ずしも必置規程にこだわらず、社会福祉法人立の北海道家庭学校のみで対応できうる実態と思われる。この場合、児童福祉法施行令第10条との整合性が問題となる。更には、Ⅷ-1の理由により、判断に窮する。

必置規程がなくなると、入所率の低さを根本的なところから改めていこうとするよりも、つぶす方向にすぐ動くだろう。

都市圏と違い、他県との地理的距離があり、他県にある場合、措置がしにくくなるから。

園内教育＝学校教育を実施するためには、公立であることが必要。教育と同様、児童福祉にも公的責任をもっと果たすべきと考える。

教護院でなくなったから。国及び広域ブロックに教護院を残し、家裁も自立支援施設と教護院の2つの選択肢を持った方がよい。

もっと必要とされる形の施設として、利用しやすい数の設置が望ましい。

Ⅷ-1と同じ理由(児童を離すべきではない)自治体によっては、姿勢が後退するところがあると思います。

地方分権、行財政改革等の大きな流れはあるが、民営化に移行することは反対である。教育福祉は、あくまでも地域に根ざし、地域で支えるべきものである。

地域性からわが県に1ヶ所は必要

予算的な補助が必要

児童自立支援施設が統合されてしまう。

処遇困難児童の処遇にあたること、採算が度外できることを考えると、まだ公的機関が取り扱う形が望ましいのではないかと考える。

民営化した場合、経営が成り立たないと統廃合が進む恐れがある。

公的に責任を持って運営する必要がある。専門職の確保(質の高い職員の確保)

公設公営のメリット

①入所児童が少なくても、施設運営を心配することなく指導に専念できる。②利用者にしても公立ということで安心して利用できる。③児童福祉法44条に対して、少年法と児童福祉法の狭間にある要保護児童に対しては有効である。

出来れば公立で責任をもって、14歳未満の非行児を処遇する施設としての位置付けが必要に思う。民間では、経費等(人件費)が保持できないではないか。低い人材の問題があるのではないかと？

・人的にも予算的にも効率を優先しなくてもやっていける。(小舎制の維持、勤務条件の改善等) ・職員も身分的に保証されており、人材確保も容易である。

必要最低限の保証されているから。

よくわかりません。

入所児童が一定しないがしなすことによる、経営も不安定要素がない。

自立支援の内容が公的施設である方がやりやすい。

公平性(地域的、経済的)

入所児童が減少しても公営だから継続運営ができる。

一定の水準以上の職員の確保がある。

幅広い人材。経済面での安定。

措置人数に左右されず、安定した運営ができる。守秘義務が保たれる。公平性が保たれる。

・地域住民のニーズが反映出来る。 ・利用者と、児相・学校・施設のつながりが密接になる。

・設置義務があるので、不採算でも施設を維持できる。 ・首長の政策方針によっては、最低限必要な人員等の確保(予算的配慮)が可能である。(逆もありうる)

・公務員の職務上の不法行為について、国家賠償責任を国が負い、職員が守られている。 ・被害者に対しての使用責任を負うことができる。

採算性を度外視したかわりが可能である。

・資金面での保障 ・職員の身分が保障されており、職務に専念できる。

施設サービスにおける公的責任が明確である。

必要としている児童が少数(実際はたくさんいるが)でも、しっかりした施設体制(処遇)で対処できる。

・定数充足率の増減に経営が左右されない ・定数充足率を重視した処遇に偏する可能性が低い。 ・小舎夫婦制のため、寮職員は別だが、本館職員は一般行政職としての人事異動の一環であり、施設の閉鎖性に陥る危険から免れる安全弁となっている要素がある。 ・最低基準を上回る職員を配置し、処遇の向上を図ることが比較的容易である。

非行児童の教育には大変なエネルギーがいるし、危険もある。職員の身分の安定がないと打ち込めない。また、弁償問題など考えれば、公設公営でなければならない。

1. 職員の給与等の待遇に関して、施設経営上の影響を受けないため、業務に専念できる。 2. 職員の採用に当たって公募形式を採用するため、優秀な人材を確保できる。 3. 公的な関係機関(児相・福祉事務所等)と、ある程度人事交流があるため、業務の理解を得やすい。

公的責任を果たせる。学校教育の実施がより可能。地方の子どもはその地方で育てる事が可能。民間では維持していくことは困難。公設であるからこそその安定。

・現在の広大な環境(ハード面)を、子どもに提供できる。 ・措置基準以上の職員を配置でき、子どもに豊かな環境(ソフト面)を提供できる。

運営に必要な予算等の確保は安定している。 職員の人員数の確保や、勤務形態もきちんとしており、転勤がある為、マンネリは防ぎやすい。

絶対的なものは、生徒数の増減によらず、運営基盤が保障されることです。その時々事情によっては、一時入所ストップということを経験する場合があります。公的機関同士踏み込んだ意見交換がしやすいということもあるでしょうか。

・児童自立支援施設の職員には専門性が求められており、公設公営であれば、安定した職業形態が保障され、より高い専門性が養える。 ・職員配置基準以上に職員が確保され、研修等によって専門性を高めることができる。

入所児童の増減にかかわらず、一定の処遇が保障できる。

安定した運営ができる。

予算に比較的恵まれており、予算不足のため施設機能に支障をきたすことは少ない。

採算が度外できること、職員の地位、身分の保証による安定、職員の個性が活かされる。

ハード、ソフト面(人員、予算)において、民間施設より優遇される。 ・入所児童数が少なくても運営できる。

・職員の質の確保(賃金等、就労条件等)が良く、職員が安心して仕事ができる) ・児相職員と同じ都道府県の職員として、対等の立場であり、児童福祉状況把握も可能、連携も良好に保たれる。 ・いわゆる指導困難(処遇困難)事例への対応が可能。

職員の処遇が充実しているため、安定的継続的な支援ができる。

公立施設のデメリット

①公立であるということで、施設運営の心配はしなくてよい。そのことに甘えて、民間の施設のように、処遇の内容や向上や、職員の意識改革がおろそかになりがち。 ②職員の確保について、公務員ということで融通が利かないため、採用には制約があり資質を持ってその施設で働きたいと言う職員の採用が困難な場合がある。また人事異動の対象となるため、経験を積んだ職員も移動してしまうこともあり、反対に児童自立支援施設での勤務を望まない職員が辞令1つで配置されることもある。 ③定員開差が大きい施設の場合、施設が社会的責任を果たしていると認められるかが問題である。

これまでの経過の中で、施設はかなり硬直化している。専門職の資格一つにしても、独自の感が強い。国の方向が一つも

かわっていないことが問題。

・人事等行政の制約を受ける。(施設長が他の分野から異動してきて、2～3年で入れ替わる。) ・運営も行政の制約を受け、それほど、思い切ったことは出来ない。

人事異動関係に必要な人材が確保されてない場合がでてくる。

よくわかりません。

職員採用がままならない。

職員の資質向上への取り組みが難しい。

だれでもできる仕事ではないが、本人の意志にかかわらず勤務しなければならない。

特になし。

・職員は存しても職人はいなくなる。 ・全国を横断した自立支援の意識が薄れ、県の行政機能としての意識が優先してしまう。

県が施設軽視した場合の、人事面における不理解、いいかげんな人事。

危機感を持ちにくい。施設本意の運営になりがちである。

・人事交流が限定される。 ・処遇方針が行政枠に規制される。

・不適格な職員の異動や首切りがやりにくい(傍若無人な振る舞いをする職員が居座る)。 ・とかく畑違いから施設長がきて数年で交代し、施設として追及すべき理念や目標が不明確にない易い(職員も同様)。

・公的責任の後退と捉えられがちになる。 ・職員の資質での問題があっても解職できない。 ・サービスの拡充に限界がある。(職員の勤務時間等で)

金銭的なことや、鼓動範囲等がやはり規制される。職員の採用等が自由にきかない。

・内部努力の低下

専門機関(施設)であるから、職員の経験は長い方がより指導支援力がつくと思われるが、逆にマイナス面として、マンネリ化もみられるのではないかな？

・経営効率はどちらかと言うと、度外視されており、都道府県財政を圧迫している施設が多いと思われる。 ・職員が一般行政職の人事ベースで異動すると、職員の専門性の蓄積・確立が困難となる。

行政の都合で、専門職でない者が教育している。

1. 会計方式が単年度であるため、長期的な展望にたった予算執行による業務の推進が難しい。 2. 収穫物を販売してその対価を児童の処遇に反映されることが、歳入科目の構成上難しい。このことが可能となれば、児童の労働意欲増進に大きな効果ある。

定員開差があっても、親方日の丸でいられることが可能。また、このことについても、原因追及せず、安易でいられることがある。

長期間継続勤務により、公務員としての自覚に欠ける場合がある。

転勤の期間が短いサイクルだと、こうした施設では児と関係がつかなくなったり、児への指導がしづらかったり、がみられる。また希望としての転勤でない場合もあり、職員によっては、勤務することに負担を感じることもあると思われる。 また、アフターケアが短期間になったり、退所児の心のよりどころにはなりにくい。

人事上の融通が利きにくい点がありますが、自治体の姿勢次第というところもあります。

・県行政職採用や人事異動により適切な人事確保が図れない。

入所児童の極端な減少があると、財政的に苦しい状況にあるため維持が難しい。

新しい企画の実現に時間がかかる。

公務員として地位が安定しているため、危機的意識を持ちにくい。

職員の地位、身分の保証による安定のため、とすれば職務に対する緊張、厳しさが失われがちとなる。施設長が単なるポストの移動となり易い。

ともすると施設の評価をしなかったり、児童処遇がマンネリになったりする。

・直接指導部分以外(給食、清掃等)の効率化が難しい。・物品の購入方法の規定が厳しい(予算の流用・有効活用が
できにくい)

直接処遇職員の人事交流が難しく、組織が硬直化しやすい。

公設民営化のメリット

①公立ということで、施設設置が保障される。②職員の確保に融通性が持てる。

ハード面での保持と、ソフトでの一定の確信(給与等)があれば可能。ただ、今でさえ、施設間の人事交流が少ないので、その点が心配。むしろ、夫婦小舎制についてはグループホーム化して、施設間での生活をゆだねる方法もあるのではない
か、と思われる。

・人事等行政の制約はある程度緩和されるのではないか。・運営も公設公営と違って多少なり弾力性が出てくるのでは
ないか。

よく分からない。

よくわかりません。

採用職員の選択が可能

職員の資質向上に取り組みやすい。

・運営について、融通性がある。・熱意のある人材のみを募集できる。

メリットはなし。

不明

なし。

運営に営業的センスを取り入れ、利用者主体になる。

・児童の処遇を優先できる。・自由な発想で運営できる。

?

・コスト面で軽減される。・労働面で職員の意欲を高め、施設としてのカラーができる。・サービスを拡充できる。

職員の採用、行動範囲に自由にきくようになる。

社会ニーズに応じた内部努力をしてくれると思える。

公設公営原則の立場から、メリット・デメリットを検討するには及ばない。

より児童にあった支援(こと細かな)がなされると思う。

不明

1. 施設財産が公有であるため、施設が無償で貸与して貰うことが可能である。 2. 社会福祉法人と同様に施設会計において翌年度への繰越金が認められるとすれば、長期的な展望にたった施設運営計画を遂行できる。 3. 入所児童数の増減が、即、施設運営に直結するため、魅力的な施設作りのための方策を全職員が真剣に考えるようになる。

現在以上に処遇の目が多様になる。運営に今以上に危機感を持ってあたるため、施設処遇の向上につながる。

公務員としての制約(勤務時間等)が弾力化可能か？

公設であるため、設置に必要な資金は確保される。運営については、公営よりも利用者のニーズに応え、事よなプログラムが組める。職員の出入りが少ない為、退所児のアフターケアがしやすく、心のよりどころにもなりやすい。

「公設民営化」と「公設公営」との違いが時に語られますが、実際の運営で違いがあるとは思えません。

・施設独自の運営方針が立てられやすく、財源の確保もできる。・専門職としての採用がしやすい。

職員の若返りが考えられる。

発想にユニークさがでると思われる。

危機意識を持ちやすく、仕事に対する意識を高めることができる。

職員の地位、身分の安定がある程度保証されることで、職務に対する緊張感が公営化よりは高くなるのではと考えられる。

施設長の考えがより重要視されてくる。

入所児童を増やすための施設努力がなされる。

職員の採用、選択の巾が広がる。

職員の人事処遇が他の福祉施設との交流等ができて柔軟な人員配置がでている。

公設民営化のデメリット

①定員開差が大きくなると運営が困難になってくる。②運営面のことを考えると、経験年数の長い職員の確保が困難になってくる。

人材が保持されないと、しんどい面が出てくる。

・充足率の低下等の中で、効率を図るためには、寮舎の規模や職員体制に制約が出てくる。

よく分からない。

よくわかりません。

入所児童が一定せず、経営が難しい。

職員の異動等がなく、閉鎖的な施設になりがちである。

現在と同じ状況になる可能性がある。

児童自立支援施設のための民営化は運営に支障をきたすと思われる。

不明

閉鎖性。

合理化しすぎによるサービスの低下。職員負担過多が懸念される。

創造的施設運営に制約がある。

・公設ということで、保障とか権利要求の意識のみが高くなりがちで、民営に本来期待される斬新なアイデアや改革論が出にくい。

・事故が起きたときの被害者に対しての使用責任を職員が負うこともある。

採算性が重要視される。

利益追求のため、あるべき施設運営がなされない可能性がある。

運営費など不足すると思われる。児童の保護者からは期待(お金の面)できないだろう。

不明

基本的に施設歳入は措置費のみとなるため、児童数の変動が施設運営を左右することとなる。2. 現在の措置制度上では、家裁・児相により入所児童が決定されるため、施設自らが入所児童数増のためにアクションが起こせない。

公と民のギャップ。運営をめぐって対立が生まれ、処遇の低下につながる可能性あり。(特に人事にの面で・・・)

経済効率を考えた運営が子どもに影響しないだろうか？

利用者やスタッフが希望する施設設備になるか疑問。運営予算の確保が大変。職員の人件費を少なくする為に勤務形態が厳しい。職員の生活に負担がかかると思われる。

課題は大きい

・社会情勢に左右されやすく、長期的な指導理念や運営が保障されない。

経費のかかるベテラン職員の確保が難しくなる。

入所生数のみにこだわりがでてしまい、安易な運営がなされないか。

経済的合理化が優先され、そのため施設の機能に支障をきたすことになる。

施設長の考えと、仕事の結果が重要視されてくることで、職員の自由闊達かつ個性的な取り組みが、公営化よりは制約されてくると考えられる。

施設はできても経営が成り立たなくなることも予想され、統廃合につながる。

公、民の悪い部分

当該施設の運営の状況次第で、児童処遇がおろそかになる場合も考えられる。保護者等からの信頼度が薄くなり、入所の説得が難しくなるのでは。

法人化による民営化のメリット

①法人ということで、施設の独自性を出せる。②職員の採用について融通が利かせられる。③学校教育に関して言えば、岡山県の「のびのび小学校」のように法人立の施設内に、学校法人を設立することも可能ではないか。

単なる法人化でメリットはなく、〇にしんどいのでは？

・行政の枠から外れたある程度自由な運営が可能になる。

よく分からない。

現時点で法人である為、特にありません。

児童の入所について、他県等からの入所が容易になる。

職員の資質向上に取り組みやすい。

いろいろな特色を持つ施設がたくさんできる。

・理念の明確化が図られる。・自立支援(処遇)の内容の多様性が公認される。

なし。

？

自由な発想の施設運営ができる。

・指導者の理念を活かし易い。・雇用関係が明確であり、経営者の意図に沿った雇用・解雇が可能である。・その施設（あるいは同一法人内の数施設）の範囲内で諸事判断すればよい。

・措置が契約責任という形に変わったことにより、〇〇に利用でき、サービス内容を明確に捉えられるようになり、利用者と一緒に関わる家族安心度が高まる。・施設を利用者が選ぶことができる。

ある程度自由が利くと思われる。

・多種多様な運営が可能

より児童にあった支援（こと細かな）がなされると思う。

・施設経営者の理念に沿った施設運営が職員一丸となって、取り組めると思われる。・職員の専門性の確立による処遇の向上が図られる。

ニーズに敏感に反応できる。

老人・障害施設のように、入所待機者を多く抱える施設と違い、児童福祉施設は経営上の不安定要素を多く抱えている。養護施設も経営が苦しいと聞かすが、当施設の現状の定員充足率を考えると、その比ではない。施設の法人化については、児童自立支援施設と少年院との果たすべき役割や措置体系も含めた抜本的な検討も必要と考える。故にメリット・デメリットに関しては今はコメントできません。

うまくいけば、運営・処遇ともに活発性が期待できる。（ただし、法人化しなくても可能）人事の変動が少なくなり、民主的運営もい可能になる。

利用者やスタッフ等の必要とする施設設備や個性のある運営がやりやすい。職員間での目的意識がまとまりやすい。職員の入出りが少ないので、退所児の心のよりどころとなる。

ありません。

・現行の措置費、介護保険制度、支援費制度等から考えると、メリットは何もない。

社会福祉法人化することにより、他に運営している施設があれば、そのノウハウを柔軟に活用することができる。

柔軟な運営ができる。

入所児童を増加させるために努力する。

施設長の考えが重視され、取り組みの一本化が強化されるとも考える。

入所児童を増やすための施設努力がより活発化すると予想される。

人事や児童処遇で柔軟な対応ができる。

法人化による施設民営化のデメリット

①運営する法人が無い地域には、児童自立支援施設の対象児童を受け入れる施設がなくなる可能性もある。②運営面を考える時、経験年数の長い職員の確保が困難になるのではないかと。③施設の目的・主体性がなくなる。

・人的にも予算的にもかなり制約を受ける。・充足率の低下等の中で、効率を図るため、寮舎の規模や職員体制に制約が出てくる。・そうした中で、手のかかる処遇困難児童は扱えなくなってくる。

よく分からない。

現時点で法人である為、特にありません。

入所児童が一定しないため、経営が難しい。

職員の異動等がなく、閉鎖的な施設になりがちである。

市場として成り立つかどうかわからない。

・各施設の業務内容のチェックをするシステムができるかどうか？

経済面重視の弊害。

？

経営が優先する。・運営が独善的になる。

・経営者が施設を私物化する虞れがある。・非行児に対しては、特に人手をかけることが有効であるが、人件費がかかり過ぎては経営が成り立たず結局撤退してしまう可能性が高い。

・職員の身分保障について問題がある。(年金問題、給与問題) ・施設のカラーが出るため、不人気施設との格差が大きくなる。

採算性が重要視される。施設長によって、かなり施設の体制が変わる。

利益追求が主となれば、あるべき施設運営がなされない可能性がある。

運営費など不足すると思われる。児童の保護者からは期待(お金の面)できないだろう。

・現行の制度では、定数充足率が低いと、即施設・法人経営を圧迫する。・経営の効率性を重視するあまり、適切な処遇が歪められる虞れがある。・ワンマンな施設経営に陥る虞れがある。

処遇上の問題よりも、定員充足の方に目が向けられる可能性がある。

安定的な運営を継続することが困難になる可能性がでてくる。

現在の充足率では考えられないと思うが。

運営の予算を確保するのが大変。運営方針、処遇方針にかたよりのでる可能性がある。

経営の不安定。人材確保の一層の不安定。

・職員の確保、専門性が保障されないばかりか、入所児童の最善の利益が保障されない。

児童数を確保する必要性から、養護ケースが増加する。

運営が利益優先にならないか。

経済性が追求され、施設の機能に支障をきたすおそれがある。

職員個々の個性の発揮が難しくなる。運営の根底に「経営」敵思想を持ち込むことは、なじまないと考える。

入所児童が一定しないため、経営が難しい。少ない都道府県では、施設が設置されなくなる恐れがある。

措置といっても、いわゆる処遇困難事例の対応ができない。(入所を断ることが多い) ・情短施設の利用状況を見れば明らか。

当該民間法人の運営次第で児童処遇がおろそかになる場合も考えられるし、また、効率第一主義となりやすい。保護者等からの信頼度が薄くなり、入院の説得が難しくなるのでは。

児童自立支援施設の課題や将来について(自由記述)

・児童自立支援施設の課題や将来については、施設内での生活指導については、一定の力量がある〇であるから。(夫婦小舎制か、交替制?)。どうしてもなじまない児童の変更システムの確立と、無外した場合の補導等のシステムの確立。・幸い広い敷地がある訳であるから、その中に、民間のアフターケアの施設(グループホームなど)を作るとか、別の場所での二次的なものの確立をしてゆけば、もっと活用されるのではないかと思う。・従って、私は、自立施設ではなく、それをサポート出来るものが周りにあれば、役割が生きてくるのではと思う。

法的には、教護院から児童自立支援施設に変わったが、すべてが新しく変わったわけではなく、従来からの部分を引きずって居るところも多い。変わらずに残しておくべきところと変えなければいけないところをきちんと整理しておくことが大事になっている。もう一度原点に立ち返って考えてみることも必要かと思われる。

今までの経験や体験にとらわれず、よいところはよいところとして受け入れる姿勢が必要。また、時代の流れに敏感になることも大切で、その中で、何か求められているのかを検討していく必要がある。

特にありません。

児童福祉法の改正により、入所児童が不良行為をなし、また、なすおそれのある児童だけでなく、精神的疾患を持った児童等の入所が多くなってきているが、将来的には、児童問題に対応できる職員の充実を図ることにより、児童自立支援施設の活用が多くなっていくものと思う。

児童自立支援施設単体だけを考えるのではなく、広い視野の中で施設をどう利用するのかを考えるべき。

全国的課題は別として、本学園の課題としては、第1に公教育導入問題、第2に現状における設備問題(予算が無いし、設備計画も無し)がある。学園として必要な設備は、①施設の移転、②体育館(現在ののは小さい)、③プール(現在ののは小さい)、④運動場(現在ののは小さい)、⑤自立寮、⑥処遇充実検討

上記の問題に尽きる。施設がそしてそこで働く職員が、①経験を整理して、②理論化し、③普遍化を図り、④それを評価した外部から「専門性」を認知される。ことができない限り、機能が重視される。現在、あるいは将来における存在は困難だろう。

非行を前提とした児童の入園にこだわりたい。他の新設の施設の充実が待たれる。何でもやれると思わずにすぎないことも大事。土に親しむ、汗を流すことは、児童自立支援施設のなくしたくない特徴としたい。

児童や保護者が入れたいと思う施設に変身することが大事なのではないかと思う。(真剣に学力を上げる努力をしたり、生きていく上でプラスになる資格を取得させたり。)

・非行問題の地域相談センターを併設する(体験入学等) ・児童、生徒指導専門機関としての研修機能を持たせる。

児童福祉施設とされながらも、一方では少年院に準じた施設とみなされている。各々の立場で都合良くみられてしまうのが、この施設である。児童福祉施設として貫徹するのであれば、例えば、対象は原則14歳未満とする。子どもの育て直しを基本とするならば、ケア単位は小舎(人数は1桁)とする、など徹底した見直しが必要である。現行の職員配置と居住面積で定数通り入所させたら、即施設崩壊なることは目に見えている。まず、教護院時代からの夫婦小舎制に対する神話的ノスタルジーを打破し、その短所を冷静に見つめること(長所は十分語られた)。その批判の上でないと定数問題など論じても無意味である。

児童自立支援施設か児童養護施設か分からないようなものでは、将来なくなってしまうのは目に見えている。ただ単に流されてしまわずに、どこかで、踏みとどまることは必要、行政側も公設のメリットを生かし、人数が少なくてもその1人1人を

大切にすかかわりを持っていけるよう考えていくべきである。

1. 利用者(児童)の最善の利益が追及できる施設にしていくこと。ランチ構想(分園・分院)などにより、地域に溶け込めるような施設にしていくこと。 2. 社会のニーズに柔軟に対応できる施設にしていくこと。

平成9年の法改正により、児童自立支援施設となり、役割、機能を拡大したことにより、養護施設、情緒障害児短期治療施設など役割、機能との明確な区別がなくなり、専門性もあいまいになったように思える。養護と思われる児童の入所も多くなり、ADHDなど情短施設対象と思われる児童も増えている。また、退園後のアフターケアの充実など児童相談所の業務とも重なってきているように見え、かえって従来の各機関の専門性がなくなり、処遇が低下しているのではないだろうか。以前のように非行性の専門機関としての位置づけをはっきりして他の機関もその専門性を明確にするか、または、自立支援施設、養護施設、情短施設の区別をなくし、児童自立支援という大きな専門性のもとに1つにまとめるかして、専門性が明確になるよう再編する必要があると思う。福祉の視点からの支援を強く打ち出すことにより、少年院、教育の専門性もはっきりしてくるのではないだろうか。

・より専門性が求められることになるだろう。(施設の)職員の力量が問われる時代になると思う。より困難な児童に対する指導、支援が求められる。

課題一 定員開差の状況の原因究明 ・心理的なケアが必要と思われる児童の増加傾向にあり、心理的ケアが十分にできるような体制(システム)の整備 ・施設退所後の自立を支え、援助するシステム整備 ・小舎夫婦制を維持するための人材確保のためのシステムづくり ※当学院に平成14年度中に17人の実習女子学生が入ってきた。彼らのほとんどが、実習前に抱いていたイメージに「暗い」「不自由」「落ち着きがない」「厳しい職員」「反発する児童」というような言葉で表現されていたが、実習を終えてのイメージが「明るい」「平穩」「素直」「礼儀正しい」「職員は生徒と仲が良い」「児童は職員を信頼している」というような言葉に変化している状況(全てがプラス評価ではないが)から、世間に流布している児童自立支援施設に対するイメージがあまりに悪く、施設入所への同意が得られにくいこととなっていると思われる。しかし、広報に工夫を凝らすことにより、広くイメージアップが図られれば、定員開差の解消に道が開かれるものと思います。

将来については、治療的側面の充実をどうはかるか。あるいは、子どもに放課後の多様な選択肢をどう保障してやるのか。そのための連携をどうはかるのか様々な課題はある。しかし、何よりも今抱えている最大の問題は過去の先駆者の残していった遺産を捨てていっているところにある。原点を振り返ることが一番。研究者へのお願い—こういう調査でもって、児童自立支援施設のことについて軽々しく論じてもらいたくない。論じるなら、実際に生徒と生活し、子どもたちの問題を背負い、子どもたちの目線から何が大切かを論じてもらいたい。〇〇の職員が物言わぬところも問題はあるが…。子どもの何をわかっているのですか。この施設の何をわかっているのですかと言いたくなることも多い。

XIの1及び2の他に、厳しい労働条件下でサービス残業が当たり前になり、職員個々の犠牲の上に施設運営が成り立っている現在、課題は山積みしている。1. 平成12年度から学校教育実施について検討委員会を作り、話し合いを進めてきているが、県側と市教委側の意見が食い違い、堂々巡りをしている状態で、いつから実施できるかは不透明な状態である。2. 多種多様な子どもたちへの支援ニーズに応え、より細かな支援ができるように職員配置を見直す必要がある。3. いずれは社会に戻っていく子どもたちに社会性を高めるために自己存在を確認させるためのボランティア活動や、その他の積極的な社会参加を多くする支援カリキュラムの充実をはかる必要がある。4. 将来的には、入所規定から「非行」の文言をなくし、非行度の高い子は法務省管轄で、児童自立支援施設は本当の意味での自立支援(生活訓練)を主体に、児童養護施設と少年院との中間施設として機能していくという形に変化していかなければ、入所者減少・定員開差の問題は解決できないという考えもある。

職員の養成で、各施設間の連携を生み出すような職員組織、研修体制が必要かと思えます。57通りの処遇があってもいいのではないですか。それがもっと絡み合えば、今以上の力になるのではないかと思えます。今は、分断されているように感じます。人材確保も幅広い分野から集められることも大切かと思えます。現在“将来像”の原案を作成しているところですが、現場では、そうした課題があまり話されているように感じません。前回もそうでしたが、1部の方々の“将来像”ではなく、私たち全体の“将来像”にしていく広がり求めます。

児童自立支援施設を利用するかどうかは、最終的には児童自身が決断するケースが多く、その判断に当たっては、いつ頃までに、どこに復帰できそうかが、問題となる。復帰して良いとなった時、それを受け入れてくれる家庭がある児童は容易に施設利用を決断できるが、状況が悪く、改善も見込めない家庭の児童は逆にその家庭から離れて施設を利用することに抵抗感をもち、こうした家庭復帰が困難な児童の受け皿としての機能を持つ「特定小規模児童養護施設」や「自立援助ホーム」の充実整備と併行させながら、児童自立支援施設の利用促進を図ることが今後の課題と考える。

入所児の抱える問題が多様化しているから、これに応える為にも、心理療法担当職員、看護婦、精神科医、アフターケア担当職員等のスタッフの充実と、自立援助ホーム等のスペースとプログラムの充実が必要と思われる。また、現在、不登校やひきこもりの児が増える中、こうした児の短期の利用や、通所なども考えていかなければならないと思う。児童の発達課題を真に重視とするなら、「小舎夫婦」の運営システムを大事にしていきたいが、どこの施設も人材確保に苦悩している状況であり、この点でのシステムティックな手だてが必要不可欠です。

児童福祉法の一部改正により、児童自立支援施設においても今後規制改正が行われようとしていますが、児童自立支援施設の専門性が、入所児童の減少だけで大幅な見直しをすることに疑問を感じます。これからの児自立支援施設として、本来の役割を基盤とし、少年犯罪の防止、青少年の健全育成の役割も担う上からの機能・整備を備えた地域主体のシステムの構築に向けての検討をしていきたいものである。

夫婦制が減少していく背景には、勤務が過重という大きな問題がある。又、若い職員が夫婦でやろうという人が少なくなってきた。夫婦制の良さを今一度考え直し、どうしたら存続できるか検討の余地がある。

収容児童数の減少の問題を危機と受け止め、その対策を真剣に考えなければ、将来、児童自立支援施設は消えてなくなるだろう。夫婦小舎制の価値を見直し、その体制を拡大する方法を考えなければならない。武蔵野学院職員養成所の機能の見直しも必要。

①児童自立支援施設で取り組んでいる準ずる教育が、そのまま都道府県立学校教育として認められ、かつ教育の充実ということでの人員増があればと考える。②児童自立支援施設にも措置権が与えられれば良いと思う。③児童自立支援施設内及び隣接する形で、職業訓練校が設置できないものか。④処遇困難児童を扱う手前、施設内に保育しの養成所を兼ねる設備を備えたり、学校教員の研修機関を兼ねた施設などを備えたりして、福祉の拠点、発達の役割をになう形はつくれないか。⑤町なかに管理人を置いたアパートなどを備え、そこから周辺の職場に実習やアルバイトの形で通いながら、又、自活訓練していくことで自立を図れるような自立支援ができるようになればと思う。

(課題)入所児童数が減少しているうえ、被虐待児、ADHD、LDを有する情緒不安定児が入所している。これら児童も含めた入所児童への専門的支援方法の確立。(将来)児童養護施設等、他施設との関係すみわけについて、検討していく必要がある。・施設退所後の自立を支え、援助するシステムの確立。・児童相談所等関係機関との緊密な連携体制のあり方について検討していく必要がある。

情緒障害児童を対象にした場合は、小児精神科医、心理担当の確保、及び施設設備が必要。教護児と情緒障害児を同一寮で同一メニューの処遇は好ましくない。今後は、中卒児童で就労困難な児童への就労前訓練が可能な体制を創設す

ることが必要か。

人を支援できるのは人だと思う。支援できる人的資源の活用が円滑に行われることが第一だと思われる。入所児童が将来支援職員になれる道もあっていいのではと思う。

第 1 部の 3 児童相談所の非行相談における調査結果にもとづく分析

分担研究者 才村眞理（帝塚山大学）

研究結果

(1)全児童相談所へのアンケート調査結果(巻末に「調査 1 の結果グラフ・表」として掲載)

1-1 非行相談と虐待相談の推移

児童相談所の相談受付件数として、この 10 年間の推移をみると、児童虐待の急激な増加に比して、非行関連は概ね横ばいであり、非行関連のうち虞犯は全体の約 3 分の 2、触法は約 3 分の 1 で推移している。特に 2000 年（グラフでは H12 と表す。以下同じ）の児童虐待防止法の制定を境目に非行と虐待が逆転している。

2-1 非行相談処理件数

非行相談の処遇結果は、1991、1996、2001 年（H3、H8、H13）でほとんど変化が無く、助言指導 50%、継続指導 20%、児童福祉司指導 10%、訓戒・誓約 5%、そして児童福祉施設への措置が 9 から 7%に減少してはいるが、全体的傾向はほとんど変化ない。

また、非行相談の児童福祉施設への通所指導は 1991、1996、2001 年の件数をみると 12 件、3 件、1 件であり、1997 年の児童福祉法改正により教護院の名称が児童自立支援施設に変更されたと同時に通所部門を設置することができるとされたが、2001 年の通所指導は 1 件のみであり、ほとんど通所部門は機能していないことがわかる。次に、非行相談の処理としての里親委託は、2001 年では 8 件の委託があり、数は少ないが委託の実態はある。非行児童についても養護児童と同様、家庭的養護としての里親委託が期待され、2002 年より里親の種類が増加等、里親制度改革があり、非行児童への里親委託は今後増加が期待される。また、助言指導、継続指導、児童福祉司指導と福祉専門職採用との関連についてみたが、関連性はなかった。特に福祉専門職採用をしているところが、助言指導よりもより濃密な指導である継続指導や児童福祉司指導が多いという結果は出なかった。

2-2 児童福祉施設入所における施設種別の選択

非行相談事例で選択した施設については児童自立支援施設が約 40%であり、次に障害児施設 30%強、児童養護施設 20%強であり、この傾向はここ 10 年ほとんど変化していない。

3-1 児童自立支援施設の在籍数と家庭裁判所審判数

2002 年 4 月 1 日付児童自立支援施設の在籍数は管内の在籍で 85%占めているが、家裁審判によるものをみると管内は 57%に落ち、国立の比率が 28%と比率は高くなっている。

4-1 警察からの身柄付通告件数および一時保護件数

2001 年度の警察からの身柄付き通告は 308 件、うち一時保護 290 件、そのうちで児童自立支援施設での一時保護は 10 件であった。その結果から見ると身柄付通告を受けたが一時保護しなかったのは 18 件であったことがわかる。

4-2 上記一時保護を行わなかった理由

一時保護を行わなかった理由として「家族の状況・意向」20 件、「児童の状況」19 件、「一時保護は必要ない」12 件、「一時保護所の物理的状況」10 件(複数回答あり)となっている。その他の理由として「家裁送致」「親子関係調整」「一時保護所の機能の限界」「警察より家裁送致」があった。結局、身柄付通告を受けたが一時保護しない場合とは、保護者の意向で保護を拒否した、児童の状況が一時保護できる状態でないというのが回答として多かった。つまり一時保護が必要でないという判断はしていないが、一時保護はできなかつたのである。その理由として推測すると、児童や家族の近年の処遇困難さ又は非行ソーシャルワークの弱さが考えられる。

5-1 非行児童の質的变化

近年の非行児童の質的变化を聞いたところ、変化が「ある」「ややある」を合計すると82%であった。その変化の質を複数回答で聞いたところ、「衝動的傾向の増加」25%、「人間関係のとりにくさ」23%、「ネグレクト被虐待児童の増加」15%が多かった。また、「無気力なタイプの増加」や「ADHD・LDの増加」もともに12%とやや多かった。

6-1, 6-2 非行相談の援助の困難さとその理由

近年の非行相談の困難さについて聞いたところ、「困難と思う」「やや思う」がそれぞれ43%であり、合計で86%が非行相談に困難さを感じていた。その理由には、「家族への対応が困難」25%、「児童相談所の多忙」20%、「非行内容の変化」15%などであった。

7-1 期待する施設の機能

児童相談所が施設種別を選択する際の期待する施設機能について自由記述として聞いた。〈児童自立支援施設〉多い回答として、児童への個別指導(個別ケア)、生活指導(基本的生活習慣)、小舎制の家庭的雰囲気(濃密な関わり、落ち着いた生活)、人間関係のとり方(自尊心や人間性の回復)、強い枠組み(規範意識の内面化、衝動のコントロール、非行環境からの隔絶)、児童に合った学習指導(少人数による個別的教育)、職員の専門性(マンパワー)であった。〈児童養護施設〉多い回答として、自立支援(ソーシャルスキル)、安全・安心(家庭的養育機能、家庭の代替機能、生活の保障)、地域の学校に通学(地域社会との交流)、職員の指導力(マンパワー、専門性)、子ども同士のエンパワー(対人関係、グループワーク)、保護者へのアプローチ(家庭復帰への調整)であった。

〈情緒障害児短期治療施設〉圧倒的に多い回答としては、心理治療(精神科的治療、個別的治療アプローチ、心理療法)、学習指導(発達障害、教育との連携、施設内分校)であった。

7-2 施設選択の際の要因

児童自立支援施設の入所に際し、考慮することとしては、「児童の状況」28%、「判定の結果」20%、「保護者の意見」19%であった。一方、「被害者の感情に配慮して」というのはまったくなかった。また「関係機関の意向」2%や「学校の意向」3%と少なく、関係機関や学校の意向はあまり重視していないとの傾向が見えた。児童養護施設では、「児童の状況」26%、「保護者の意見」20%、「判定の結果」20%であり、児童自立支援施設と似た傾向であった。情緒障害児短期治療施設についても似た傾向であるが、「判定の結果」が28%、「児童の状況」27%、「保護者の意見」20%と、「判定の結果」のウエイトが高く、心理診断が措置決定に及ぼす影響が大きいのが特徴である。

8-1, 8-2 児童自立支援施設支援への入所に至らない事例件数とその理由

児童自立支援施設に入所が適当であるが実際には入所しなかった事例について聞いたところ、「多い」13%、「やや多い」34%と計47%が多い方だと答えており、「ない」は7%であった。児童相談所が入所を必要と考えたのに入所に至らない理由は、「保護者の同意が得られない」31%、「児童の同意が得られない」29%であり、一時保護の理由と同様、児童や家族の近年の処遇困難さ又は非行ソーシャルワークの弱さが推測される。また、「入所人員にあきがない」が11%もあり、実情と矛盾する結果となった。児童自立支援施設のこの課題は、一時的に何らかの理由で施設に空きが無くなる場合があることを推定させる。

9-1 福祉専門職採用

福祉専門職採用は55%であり、そうではないところは45%であった。また福祉専門職の人数は全体で482人であった。

9-2 非行担当児童福祉司

非行担当児童福祉司の数は731人であり、児童福祉司総数は910人であった。ほとんどが他の相談も含め、非行も担当しているという実態である。

9-3 非行専任の児童福祉司

非行専任の児童福祉司を置いた児童相談所は6ヶ所である。非行専任児童福祉司数は全体で計21人であった。これに関してはヒアリング調査しており、(2)に記載している。

9-4 地域資源・ネットワーク

地域資源やネットワークについての取組みについては、過半数の児童相談所(全121ヶ所に対して67ヶ所)が少年サポートセンターとの会議、少年補導連絡会、少年支援室との連絡会、学校・警察・児相との連絡会議、市町村補導連絡会をもち、開催頻度は月1回～年数回であった。次に多いのは中学生徒指導部会との連絡会、青少年問題協議会又は青少年指導員等連絡協議会が数ヶ所あった。その他、教育委員会、主任児童委員や児童委員との連携をあげているところがあった。一方、1ヶ所であるが、非行に限った連絡会はないという回答であった。

9-5 非行相談の特別システム

特別システムがあればということでも自由記載してもらった。その回答としては、ほとんど特になく答えているが、一部の特別システムとしての回答は、「児童自立支援施設と児童相談所との兼務制度がある」2県(6ヶ所)、「心理判定員が児童自立支援施設へ定期的に関わっている」3ヶ所、その他「親のフォローアップ事業」や「思春期精神科相談」などがあった。

9-6 処遇指針

処遇指針の送付時期について、入所前40件、入所当日31件、送っていない4件、入所後数日3件、3ヶ月以内2件、その他0であった。ほとんどが入所当日までに送っている。しかし、「送っていないのが現状」は少ないが4件もある。措置権者としての最低条件として処遇指針は必要と思われるが、4件が処遇指針を送付していない児童相談所があることの影響を考慮しなくてはならないと思われる。

9-7 自立支援計画の見直し

自立支援計画の見直しの時期について、入所後1ヶ月10件、3ヶ月26件、4ヶ月1件、6ヶ月37件、1年45件、学期毎7件、退所前1ヶ月1件、退所前6ヶ月1件、ケースによる22件、随時(必要に応じて、適時、進路決定時、児童問題行動発生時)18件であった。方法については、ケースカンファレンス2件、四者(施設・学校・保護者・児童相談所)懇談会にて決める5件、年1回の施設訪問調査4件、帰省検討会3件あった。

9-8 アフタケア

アフタケアはどこがやるべきかについて、事例による37件、施設25件、児童相談所5件であった。アフタケアを行った事例としては、施設が行っているものがあげられ、その理由として児童相談所の職員はよく替わるが、施設の職員は転勤が少なく、人間関係のある施設が行うべきとするもの、また退所後は児童が関係を持ちたくない中で、児童本人がケアを受ける気持ちが必要との意見もあった。次に児童相談所がアフタケアを行っている事例では、児童福祉司指導13件、また、虐待事例2件、就学中の復学事例4件、施設が遠方のため2件であった。月1回の通所指導を6ヶ月間行った、また、精神病院のデイケアへつなぎ病院のワーカーと連携してアフタケアを行った事例、ワーカーと個別関係が良好で児童相談所がアフタケアを行った事例等が報告されている。少ないが児童自立支援施設から里親委託になった事例2件、児童相談所がアフタケアを行った事例なし1件あった。

10-1 児童自立支援施設の今後期待される機能

「子どもへの治療」「中卒後のアフタケア」「アフタケアの充実」などが高く、「短期処遇」も比較的高い一方で、「施設への通所指導」「職員による地域での指導」などはあまり期待されていない。